

議案第99号

佐野市男女共同参画推進条例の改正について

佐野市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和6年12月6日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

佐野市男女共同参画推進条例（平成18年佐野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（8） 性的マイノリティ 性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。以下同じ。）又は性自認（自己の性別についての認識をいう。以下同じ。）の在り方が少数であると認められる者をいう。

第3条第8号中「性同一性障がい者等」を「性的マイノリティ」に、「性同一性障がいを有する者又は先天的に身体上の性別が不明瞭である者に」を「性的指向及び性自認の多様性を受け入れる精神の涵養^{かん}に努めるとともに、人格と個性を尊重し合いながら共生することができるよう」に改める。

第18条の見出し中「性別」を「性別等」に改め、同条に次の1項を加える。

4 何人も、性的指向及び性自認を理由とする差別的取扱いその他の権利を侵害する行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

男女共同参画の推進に関する基本理念を改め、並びに権利侵害の禁止の規定に性的指向及び性自認を理由とする事項を追加するため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市男女共同参画推進条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として、推進されなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>性同一性障がい者等に対する配慮 性同一性障がい</u>を有する者又は先天的に身体上の性別が不明瞭である者に配慮されること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(性別による権利侵害の禁止)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>性的マイノリティ 性的指向</u>(恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。以下同じ。)又は性自認(自己の性別についての認識をいう。以下同じ。)の在り方が少数であると認められる者をいう。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として、推進されなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>性的マイノリティに対する配慮 性的指向及び性自認の多様性を受け入れる精神</u>の涵養^{かん}に努めるとともに、人格と個性を尊重し合いながら共生することができるよう配慮されること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(性別等による権利侵害の禁止)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>何人も、性的指向及び性自認を理由とする差別的取扱いその他の権利を侵害する行為をしてはならない。</u></p>